



# 圏友協同組合 (会報)

2016年 4月 5日発行

〒359-0023 埼玉県所沢市東所沢和田 3-22-11 1F

TEL : 04-2968-3198 FAX : 04-2968-3248

## 雇用契約のトラブル発生

送り出し機関から頂いた情報です。(弊組合ではありません) 企業様と実習生との雇用契約が時給契約でした。仕事がない時や雨等で、お休みが続くと給料支給額が少なく、尚且つ給料から社会保険料・寮費等を差し引くと、マイナス明細になることもありました。また、実習生たちは1年間で一人当たり約80万円の未払金も発生していた為、実習生が JITCO に相談しました。実習生たちは労働組合費を支払っていましたが、JITCO のアドバイスで、労働組合に相談をしました。

その後、実習生たちは未払金と解雇予告手当一ヶ月分を受け取り帰国となりました。

某組合の処分は決まっておりますが、企業様の方は入国管理局より受入停止処分となりました。

このように、給料未払い等が発生しますと、監理団体・受入企業が受入停止の処罰の対象になりますので、給与計算について何かご不明点がございましたら、弊組合までご相談ください。

## 日本語能力試験について

2016年 第1回  
日本語能力試験の申込受付が始まりました。

### ●試験日

2016年7月3日(日)  
申込期限4月28日(木)

申込希望の実習生は、会社担当者及び組合担当者に連絡をしてください。

※実習生担当者様へお願い  
実習生から試験の申込がありましたら、組合担当者まで、ご連絡頂きますようお願い申し上げます。

また、手続きの関係上、組合での申込受付期限は、4月22日(金)となっておりますので、宜しくお願い致します。

## ゴールデンウィークについて

まもなく日本はゴールデンウィーク(GW)連休に入ります。そこで、実習生にお願いがあります。GW中、遠方に出かける方、外泊をされる方もいるかと思えます。その際には、前もって会社

の担当者に行先・外泊する日程・相手との関係を必ず伝えて、担当者から許可を得てください。  
※実習生担当者様へお願い  
実習生から許可申請を受けた際には、対応をお願い致します。

## お花見交流会無事に終了

3月27日(日) 彩湖・道満グリーンパークにおいて、お花見交流会が行われました。桜前線が停滞したため、満開の桜の下でのお花見とはいきませんでした。したが、101名の実習生が集まり、無事に終了しました。集まっていたいただきました実習生担当者の方、実習生の皆さん、有難うございました。

## マイナンバーについて

●マイナンバーは何に使うの？  
マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の分野で利用されます。技能実習生の皆さんの場合には、通常、所属する実習実施機関が、皆さんの社会保険や税等に関する手続を行います。手続を行う際に皆さんのマイナンバー

が必要となるため、実習実施機関からマイナンバーの提示を求められます。皆さんは、利用目的をきちんと確認し、実習実施機関に対し、適切にマイナンバーを提示してください。

### ●マイナンバーは大切に

マイナンバーは、皆さんの様々な情報を知ることができる大切な番号です。むやみに他の人に知らせてはいけません。また、通知カードは、パスポート等と同じように大切に保管してください。自分で保管するのが不安だからといって、監理団体や実習実施機関に預かってもらってはいけません。提示する方法や提示するタイミングはそれぞれ異なりますので、実習実施機関に確認してください。

### ●マイナンバーに関する手続？

住所の変更を行った場合や皆さんが帰国する場合には、市区町村に通知カードを持って行き、手続を行う必要があります。また、通知カードを紛失した場合には、再発行することができます。これらの手続は、監理団体や実習実施機関等が皆さんの代わりに行うことができます。手続を行う際には事前に監理団体や実習実施機関に相談しましょう。(JITCO 4月号、広報に掲載)